

山口県報

平成26年
9月12日
(金曜日)

目次

○告示

自然公園法第九条第二項の規定による公園事業の決定(二件) (自然保護課) 一

救急病院の認定(地域医療推進室) 二

漁業災害補償法第二百五条の三第一項第二号の規定による一定の区域の設定に関する告示の一部改正(団体指導室) 二

岩国都市計画道路の変更(都市計画課) 二

○公告

山口県スポーツ交流村に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等(スポーツ推進課) 二

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課) 三

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課) 五

山口県若者就職支援センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等(労働政策課) 五

公共測量の実施(監理課) 六

公共測量の実施の終了(監理課) 六

維新百年記念公園の公園施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等(都市計画課) 七

建築士の懲戒(建築指導課) 八

県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等(住宅課) 八

○選管告示

政治団体の名称等 二

政治団体の異動事項 二

解散等に係る政治団体の名称等 三

不在者投票のできる身体障害者支援施設の指定に関する告示の一部改正 三

山口県告示第三百六号

自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第九条第二項の規定により、西中国山地国定公園に関する公園事業の一部を決定した。

その概要は、次のとおりである。

事業の位置を表示した図面は、山口県環境生活部自然保護課、山口県岩国農林事務所及び岩国市錦総合支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

公園名	事業名	位 置	規 模
西中国山地国定公園	寂地峡野営場事業	岩国市錦町宇佐(寂地峡)	護岸 四四メートル

山口県告示第三百七号

自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第九条第二項の規定により、北長門海岸国定公園に関する公園事業の一部を決定した。

その概要は、次のとおりである。

事業の位置を表示した図面は、山口県環境生活部自然保護課、山口県萩農林事務所及び萩市商工観光部観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

公園名	事業名	位 置	規 模
北長門海岸国定公園	笠山園地歩道事業	萩市大字椿東(笠山)	防護柵 五〇四メートル



山口県告示第三百八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十六年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限
光風園病院 下関市長府才川二丁目二番二号 平成二九、八、三一

山口県告示第三百九号

漁業災害補償法第二百五条の三第一項第二号の規定による一定の区域の設定に関する告示(昭和六十三年山口県告示第八百号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の表中

新宇部加入区	新宇部漁業協同組合の地区の区域
加入区	山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市大字妻崎開作、大字藤曲、居能町一丁目、居能町二丁目及び居能町三丁目並びに山陽小野田市大字小野田の区域

小野田、藤曲、大字藤曲、居能町一丁目、居能町二丁目、居能町三丁目及び山陽小野田市大字小野田の区域並びに新宇部漁業協同組合の地区の区域

に改める。

山口県告示第三百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市建設部都市計画課に備えて置いて縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画道路三・五・二十七海土路御庄線
変更の内容
区域及び構造の変更



(三一六) 山口県スポーツ交流村に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等
山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例(平成十七年山口県条例第四十九号。以下「条例」という。)第十条第二項の規定により、山口県スポーツ交流村に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成二十六年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
 - (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
 - (三) 条例第五条の許可をすること。
 - (四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
 - (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 二 指定しようとする期間
平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成される法人格を有しない団体(以下「共同体」という。)にあっては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。
- (一) 法人等(法人格を有しない団体にあっては、その代表者)が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
- 2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有していること。

(三) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。))第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

(四) 法人等の代表者が暴力団員(法第二条第六号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。))でないこと。

(五) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。

(六) 山口県における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(七) 地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(八) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部スポーツ・文化局スポーツ推進課

(二) 期間

平成二十六年九月十二日から同年十月十四日までの間

五 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設規則(平成十七年山口県規則第百二二号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県総合企画部スポーツ・文化局スポーツ推進課に提出しなければならない。

(二) 期間

平成二十六年九月十二日から同年十月十四日までの間

六 その他

(一) 公募に係る説明会を平成二十六年九月二十五日(木曜日)午後二時から光市光井二丁目一九番二号 山口県スポーツ交流村第三研修室において行う。

(二) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県総合企画部スポーツ・文化局スポーツ推進課(電話〇八三一九三三―二四三五)に問い合わせること。

(三一七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十六年九月十二日から平成二十七年一月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス小野田店

所在地 山陽小野田市日の出二丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二一

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ダイレックス株式会社

ダイレックス株式会社

変更前

大 鷲 秀 昭

変更後

貞 方 宏 司

四 届出年月日

平成二十六年八月二十七日

五 変更年月日

平成二十六年六月二十日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ダイレックス小野田店
 所在地 山陽小野田市日の出二丁目四番一号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二二
 ぐち 岡崎 悟
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	コープ小野田店	ダイレックス小野田店
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	生活協同組合コープやまぐち 株式会社漁庄	ダイレックス小野田店
	東洋食品株式会社	

- 四 届出年月日
 平成二十六年八月二十七日
- 五 変更年月日
 平成二十六年九月十八日

- (三一八) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十六年九月十二日から平成二十七年一月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十六年九月十二日
- 山口県知事 村岡 嗣政
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク三田尻店

- 所在地 防府市大字新田一一一の五
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		株式会社ワットオースリー販売
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所		大阪市中央区城見二丁目四番七〇号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名		越智 正直

- 四 届出年月日
 平成二十六年八月二十九日
- 五 変更年月日
 平成二十四年十二月二十日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク三田尻店
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	ダイキ株式会社	高橋 宰
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名		小島 正之

- 四 届出年月日
 平成二十六年八月二十九日
- 五 変更年月日

平成二十六年五月二十六日

(三一九) 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年九月十二日から平成二十七年一月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ダイレックス小野田店

所在地 山陽小野田市日の出二丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二二 岡崎 悟

三 変更に係る事項

廃棄物等の保管施設的位置

四 届出年月日

平成二十六年八月二十七日

五 変更年月日

平成二十六年九月十八日

平成二十六年九月十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ダイレックス小野田店

所在地 山陽小野田市日の出二丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二二 岡崎 悟

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前八時から午後六時まで	午前六時から午後九時まで

四 届出年月日

平成二十六年八月二十七日

五 変更年月日

平成二十六年九月十八日

(三二〇) 山口県若者就職支援センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県若者就職支援センター条例（平成十六年山口県条例第二号。以下「条例」といふ。）第九條第二項の規定により、山口県若者就職支援センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成二十六年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第六条の規定により、山口県若者就職支援センターの利用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

二 指定しようとする期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間

三 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同団体」という。）にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの）とする。

(一) 法人等（法人格を有しない団体にあつては、その代表者）が次に掲げる要件のい

ずれにも該当するものであること。
 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 事務所又は事業所を県内に有しているか、又は設置する予定があること。

(三) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

(四) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(五) 山口県における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(六) 地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(七) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県商工労働部労働政策課

(二) 期間

平成二十六年九月十二日から同年十月十四日までの間

五 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県若者就職支援センター規則(平成十六年山口県規則第二十一号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県商工労働部労働政策課に提出しなければならない。

(二) 期間

平成二十六年九月十二日から同年十月十四日までの間

六 その他

(一) 公募に係る説明会を平成二十六年九月二十五日(木曜日)午後一時三十分から山

口市小郡高砂町一番二〇号 山口県若者就職支援センターセミナールームにおいて行う。

(二) この手續に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。
 (三) 詳細については、山口県商工労働部労働政策課(電話〇八三一九三三三二五
 (四) に問い合わせること。

(三二二) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十六年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

岩国市平田六丁目

三 作業の期間

平成二十六年八月二十九日から同年十二月十五日まで

(三二三) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十六年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

山口市

三 作業の期間

平成二十五年十一月一日から平成二十六年三月三十一日まで

(三二三) 維新百年記念公園の公園施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県立都市公園条例(昭和四十八年山口県条例第三号。以下「条例」という。)第十五条第二項の規定により、維新百年記念公園の公園施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成二十六年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせようとする公園施設の概要

都市公園の名称	公園施設の名称	位置
維新百年記念公園	陸上競技場、補助陸上競技場、テニスマルチコート、ラグビー・サッカー場、多目的広場、スポーツ文化センター、弓道場、野外音楽堂及びその他の都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第二項各号に掲げる公園施設	山口市

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
 - (二) 条例第三条第一項の許可をすること。
 - (三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
 - (四) 条例第七条第一項の許可をすること。
 - (五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
 - (六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
 - (七) 公園施設の利用に関すること(知事が定めるものに限る。)
 - (八) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 指定しようとする期間

四 応募者に必要な資格に関する事項

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成される法人格を有しない団体(以下「共同体」という。))にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (一) 法人等(法人格を有しない団体にあつては、その代表者)が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
 - 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
 - 2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
 - 3 民事再生法(平成十一年法律第二百五号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。
 - (二) 主たる事務所を県内に有しているか、又は設置する予定があること。
 - (三) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。
 - (四) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。
 - (五) 山口県における地方自治法第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。
 - (六) 地方自治法第二百四十四條の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
 - (七) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。
- 五 募集要項の配布
- (一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課
 - (二) 期間 平成二十六年九月十二日から同年十月十四日までの間
- 六 応募の方法及び期間
- (一) 方法 公募に係る応募をしようとするものは、山口県立都市公園条例施行規則(昭和四十八年山口県規則第二十七号)第十二条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計

画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県土木建築部都市計画課に提出しなければならない。

(二) 期間

平成二十六年十月三日から同月十四日までの間

七 その他

(一) 公募に係る説明会を平成二十六年十月一日(水曜日)午後一時から山口市維新公園四丁目一番一号 維新百年記念公園スポーツ文化センター視聴覚室において行う。

(二) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三七二〇)に問い合わせること。

(三二四) 建築士の懲戒

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条第一項の規定により、次のとおり建築士に対し、業務の停止を命じました。

平成二十六年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 処分をした年月日

平成二十六年九月一日

二 処分を受けた者

氏名 二級建築士又は木造建築士の別 登録番号

坂本 光隆 二級建築士 第四九八四号

三 処分の内容

平成二十六年九月十五日から同年十二月十四日までの間における建築士業務の停止

四 処分の原因となった事実

偽造した一級建築士免許証の写しを行使し、一級建築士と称した。

(三二五) 県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県営住宅条例(昭和二十七年山口県条例第三十一号)第四十五条の三第二項(山口県営改良住宅条例(昭和四十一年山口県条例第三号)第三条第一項及び山口県営特定公共賃貸住宅条例(平成九年山口県条例第三号)第十三条において準用する場合を含む。)の規定により、県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成二十六年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者に管理を行わせようとする県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅(以下「県営住宅等」という。)並びに共同施設の概要
次に掲げる県営住宅等及びその共同施設

名称	設置場所	戸数
王司県営住宅	下関市	一七〇戸
楠乃県営住宅	〃	一二
安岡県営住宅	〃	六九
中村県営住宅	〃	八三
稗田県営住宅	〃	八九〇
綾羅木県営住宅	〃	一五二
垢田県営住宅	〃	五九〇
栄県営住宅	〃	二五
彦島県営住宅	〃	三〇
川中東部県営住宅	〃	二七二

中野県営住宅	小羽山県営住宅	東岐波県営住宅	鶴の島県営住宅	大沢県営住宅	西宇部県営住宅	安岡駅前県営住宅	一の宮県営住宅	彦島江の浦県営住宅	川棚県営住宅	第二彦島角倉県営住宅	山の田東県営住宅	白雲台県営住宅	彦島堀越県営住宅	彦島角倉県営住宅	彦島迫町県営住宅	横野県営住宅	長府県営住宅	川中西部県営住宅
〃	〃	〃	〃	〃	宇部市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一五〇	四六〇	二二四	六〇	一八五	八五	一四〇	二〇九	一〇〇	一二	七五	一五六	三〇	九六	九二	二四	三〇	五〇	八〇

無田ヶ原県営住宅	穂積県営住宅	吉敷木崎県営住宅	上東県営住宅	平井県営住宅	宮野下県営住宅	恋路県営住宅	平川県営住宅	大内御堀県営住宅	赤妻県営住宅	西大橋県営住宅	琴芝県営住宅	常盤台県営住宅	藤山県営住宅	田町県営住宅	宇部中村県営住宅	北琴芝県営住宅	岬県営住宅	西山県営住宅
萩市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	山口市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
八四	八〇	九〇	一二六	一六〇	一九〇	九〇	四三六	八一	一〇四	一五	八三	一〇二	四〇	一二	三六	八八	四一	一一四

浪の浦県営住宅	山中県営住宅	萩谷県営住宅	花岡県営住宅	久保県営住宅	旗岡県営住宅	生野屋県営住宅	川瀬県営住宅	中央県営住宅	北山手県営住宅	西浦県営住宅	大道県営住宅	高井県営住宅	大平山県営住宅	西田中県営住宅	金谷県営住宅	東萩県営住宅	第二無田ヶ原県営住宅	中津江県営住宅
〃	〃	岩国市	〃	〃	〃	〃	下松市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防府市	〃	〃	〃	〃
五六	五一	三五	五〇	一九二	五一六	七二	五二	五一	二四	七六	一〇〇	三四九	六二	一九四	四八	六六	九六	一三三

田屋県営住宅	中の塚県営住宅	江良県営住宅	東深川県営住宅	湯本県営住宅	光井県営住宅	鳥田県営住宅	和田県営住宅	亀山県営住宅	今柁県営住宅	両家県営住宅	高森県営住宅	今津県営住宅	上市県営住宅	堀田県営住宅	第二浪の浦県営住宅	梅ヶ丘県営住宅	海土路県営住宅	黒磯県営住宅
〃	〃	〃	〃	長門市	〃	〃	〃	〃	〃	光市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
六六	三五	一八	四八	三二	五九	一〇二	二五	七八	七七	五二	一一	三二	一一	一一	一六	三〇	一〇	二四二

福川南県営住宅	富田東県営住宅	西樺県営住宅	ひばりヶ丘県営住宅	若山県営住宅	慶万県営住宅	舞車県営住宅	瀬ノ上県営住宅	周南県営住宅	旭ヶ丘県営住宅	金剛山県営住宅	大迫田県営住宅	来福台県営住宅	西下領県営住宅	馬皿県営住宅	柳井旭ヶ丘県営住宅	宮野県営住宅	新庄北県営住宅	大屋県営住宅
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	周南市	〃	美祿市	〃	〃	〃	〃	柳井市
一二	二四	一五	九六	八八	一二二	二四	九〇	三七〇	一一七	九九	七八	七二	二九	三六	三〇	六〇	一二六	一五八

- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- (一) 入居者の公募に関すること。
 - (二) 入居者の指導及び連絡に関すること。
 - (三) 家賃及び使用料の収納に関すること。
 - (四) 県営住宅等及び共同施設の維持管理及び改良に関すること。

朝田特定公共賃貸住宅	稗田改良住宅	第二古開作県営住宅	袖尻県営住宅	萩原県営住宅	桜山県営住宅	本山県営住宅	叶松県営住宅	くし山県営住宅	平原県営住宅	古開作県営住宅	大内県営住宅	周陽県営住宅	第二金剛山県営住宅	湯野県営住宅	新堤県営住宅
山口市	下関市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	山陽小野田市	〃	〃	〃	〃	〃
六三	三〇	五四	三〇	一二	八四	一五〇	一一五	六〇	一二〇	九二	一六〇	六九	一九	一二	二八

三 指定しようとする期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間
 応募者に必要な資格に関する事項

四 公募に係る応募をすることができず、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(一) 法人等（法人格のない団体にあつては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(二) 主たる事務所を山口県内に有しているか、又は設置する予定があること。

(三) 管理している賃貸住宅の戸数が千三百戸以上であること。

(四) 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二條第二号に規定する公営住宅その他地方公共団体が整備する賃貸住宅、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一條第三項第一号の規定に基づく賃貸住宅、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第六條に規定する特定優良賃貸住宅又はこれらに準ずる募集要項に定める賃貸住宅のいずれかを管理していること。

(五) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

(六) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(七) 山口県における地方自治法第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(八) 地方自治法第二百四十四條の二第一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(九) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

五 募集要項の配布

(一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県土木建築部住宅課

(二) 期間 平成二十六年九月十二日から同年十月十四日まで

六 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県営住宅条例施行規則（平成十六年山口県規則第七十五号）第三條第一項に掲げる事項を記載した事業計画書及び同條第二項各号に掲げる書類を持参して山口県土木建築部住宅課に提出しなければならぬ。

(二) 期間

平成二十六年九月十二日から同年十月十四日までの間

七 その他

(一) 公募に係る説明会を平成二十六年九月二十五日（木曜日）午後二時から山口市滝町一番一号 山口県土木建築部入札室において行う。

(二) 詳細については、山口県土木建築部住宅課（電話〇八三一九三三三三八八〇）に問い合わせること。



山口県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年九月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
荒川政義後援会	杉本 行輝	有吉 祥男	大島郡周防大島町大字小松1720		平成26、8、6
井川のり子後援会	西田 隆廣	福光 優子	下関市武久町2丁目8番3号		〃 〃 19
きとう黨後援会	伊藤 謙司	鬼頭 辰生	長府松小田本町6番3号		〃 〃 7

山口県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定による届出が

あつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十六年九月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
		新	旧	
自由民主党上関支部	代表者	西 哲夫	右田 勝	平成26 8、18
	会計責任者	古泉 直紀	井上 勝美	
自由民主党防長交通支部	代表者	堀井 和秀	藤田 俊雄	〃
	会計責任者	西岡 洋	田村 和巳	〃
自由民主党山口県参議院選挙区第一支部	〃	森田 繁雄	羽仁 香介	〃
重岡邦昭後援会	〃	重岡 重弥	重岡三枝子	〃
丸茂いとお後援会	代表者	秋本 和政	桑野 敬子	〃
若佐賢治後援会	会計責任者	若佐さつき	三木 健二	〃

山口県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年九月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
西山由美子後援会	長尾 進	上重 美紀	山口市阿知須7484	平成26 8、27

山口県選挙管理委員会告示第八十九号

不在者投票のできる身体障害者支援施設の指定に関する告示（平成十九年山口県選挙管理委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

「身体障害者療護施設フェニックス」を「障害者支援施設フェニックス」に、「身体障害者療護施設なでしこ園」を「障害者支援施設なでしこ園」に改める。

平成二十六年九月十二日印刷
發行

發行所

山口県知事庁